

京都市告示第350号

介護保険法第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の15第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成28年10月14日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
株式会社らいじんぐ	訪問介護、介護 予防訪問介護	サポートセンターら いじんぐ [26703000934]	京都市西京区嵐山茶尻 町24番地の6	平成28年9 月10日
株式会社ピュアロ ージュ	認知症対応型共 同生活介護、介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	グループホーム伏見 陽風荘 [2690900069]	京都市伏見区南寝小屋 町54番地	平成28年9 月30日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)